## 意見書

平成24年1月20日

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 100-6150

とうきょうとち ょ だ くながたちょうにちょうめ 所 東京都千代田区永田町二丁目11番1号

住

かぶしきがいしゃ 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 氏

だいひょうとりしまりゃくしゃちょう やまだ りゅうじ代表 取締役 社長 山田 隆持

「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針(案)」及び「電気通信 事業分野における競争状況の評価に関する実施細目2011(案)」に関し、別紙のと おり意見を提出します。

> 本意見書に関する連絡先 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

電話番号:

メールアト゛レス :

「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針(案)」及び「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目2011(案)」に関して、意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。つきましては、当社の意見を以下のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

意見対象	頁	意見
		【総務省案】
基本方針	1 8	第二章 2-1 供給者(事業者)からの収集情報
		また、上記のような各事業者から提出・公表されるデータ情報とは別に、各種の事業者団体等で収
		集・分析した情報や、さらには電気通信事業分野に密接に関連する端末やプラットフォームといった
		上位下位レイヤーの事業者の動向についても、ヒアリング等を通じて可能な限り積極的に収集・活用
		していく。
	4 6	第四章 4-2-2 分析に用いる判断要素(定性的要因)
		⑤ネットワークレイヤー以外の上位・下位レイヤーの動向
		サービスの多様化・高度化に伴い、市場によっては、従来の通信事業者主体の垂直統合型のビジネ
		スモデルから、ネットワークレイヤー以外の上位レイヤー(コンテンツ・プラットフォーム)や下位
		レイヤー(端末)との連携を含め、新たなビジネスモデルが新たに登場しつつあり、これら上位・下
		位レイヤーが提供する財やサービスが電気通信市場の競争環境に影響を及ぼす可能性があることか
		ら、各レイヤー間の関係等、上位・下位レイヤーの動向を補完的な形で把握することも必要である。
	56~57	   第四章 4-3-3 市場支配力のレバレッジ
		特定の市場において市場支配力を有する事業者が、密接に関連する市場においても事業活動を行っ

意見対象	頁	意見
		ている場合、当該市場支配力を梃子にして他の市場に拡張するような場合には、その密接に関連する
		市場においても市場支配力を有するとみなされる可能性がある。このような企業行為は、市場支配力
		のレバレッジ(梃子)と呼ばれている。
		市場支配力のレバレッジは、上流と下流の間で不可欠設備が存在するような垂直的な市場関係にお
		いて観察されることが多いが、隣接的な複数のサービスにおける水平的な市場関係においても同様に
		起こりうるものである。
		なお、近年の電気通信サービスにおいては、ネットワークレイヤーを中心とした従来の垂直統合型
		のビジネスモデルに加え、サービスの多様化・高度化に伴い、ネットワークレイヤー以外の上位レイ
		ヤー(コンテンツ・プラットフォーム)や下位レイヤー(端末)との連携を含め、多様化したビジネ
		スモデルが新たに登場しつつあることから、これら上位・下位レイヤーとの関係等についても、各レ
		イヤー間の関係等を踏まえつつ、補完的に分析を進めていくことが必要である。
実施細目	2	1. 1-1 定点的評価
		(1) データ通信(移動系)
		移動系のデータ通信については、上述のとおり、新たなビジネスモデルが登場していることを踏ま
		え、上位・下位レイヤーの動向を補完的に勘案することとする。このため、移動系のデータ通信の市
		場を分析・評価するに当たっては、上位・下位レイヤーにおける主なサービスや端末の市場の概況を
		把握するとともに、これらの市場とネットワークレイヤーの市場との関係(資本関係、ネットワーク
		レイヤーに対するオープン性(特定の端末向け、特定の電気通信事業者向け等)、利用者の電気通信事
		業者選択理由(上位・下位レイヤーのサービス・端末の存在等)等)について可能な限り把握するこ
		ととする。

意見対象	頁	意見
		[意見] モバイル通信市場は、海外巨大プレイヤーを中心に上位レイヤーと下位レイヤーをキーにした新たな垂直統合モデルが出現するなど、急速にグローバル化が進展し、大きく変容をとげつつあります。そのような中、Google 殿や Apple 殿等の海外巨大プレイヤーが急速に市場支配力を有してきております。 基本方針(案)にも示されている通り、競争評価の役割の1つが、「市場環境の変化の正確な把握」ということである以上、大きく変容をとげつつあるモバイル通信市場の動向を正確に捉えるために、ネットワークレイヤー以外の上位下位レイヤーの動向について把握・分析することは必須であると考えます。 この点、基本方針(案)において事業者からの情報収集として、「上位下位レイヤー事業者の動向についても、ヒアリング等を通じて可能な限り積極的に情報収集・活用していく」とされていることは、上位下位レイヤーの動向把握・分析に資するものとして賛同致します。 しかしながら、モバイル通信市場の動向を正確に捉えるためには、各レイヤー間の関係を踏まえた上位下位レイヤーの関係等についての分析を「補完的に」実施するだけでは不十分であり、各レイヤーを一体的に捉え、競争状況の分析・評価の枠組みに明確に組み入れることが必要であると考えます。

意見対象	頁	意見
		【総務省案】
実施細目	4 <b>~</b> 9	3. 市場の画定
		本年度における市場の画定については、従来の対象市場を一部踏襲しつつ、近年の情報通信技術(Ⅰ
		C T )の進展及び市場構造の変化、これに伴う新たなビジネスモデルの登場も踏まえ、以下の図 1
		~3のとおりとする。
		図1 音声通信(固定系、移動系)領域の市場確定
		〇音声通信(移動系)
		<サービス市場>
		接帯電話
		【意見】
		当社は、音声通信(移動系)の市場画定について携帯電話とPHSを同一市場とすべきと考えてお
		ります。

意見対象	頁	意見
		現在、情報通信審議会「携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方
		答申(案)」において、「携帯電話及びPHSは、音声サービス、データ通信サービスといった基本的
		サービスでは共通しており、携帯電話間のサービスの違いと比しても、特段に大きな違いはない」と
		されており、携帯電話の電話番号数の拡大策として、070番号の開放及び携帯電話とPHSの番号
		ポータビリティの導入の方向が示されている等、携帯電話とPHSの類似性が認められているところ
		であり、市場画定も、当然、同一であるべきと考えます。
		【総務省案】
基本方針	50~57	4-3. 競争評価における市場支配力
		【意見】
		そもそも、キャリア間競争のみならず、MVNO参入等、多様なプレイヤーとの競争に伴い、当社
		の市場シェアは大幅に減少しており、当社の「市場支配力」が、もはや規制格差を設けるほど他社と
		差異があると認められない状況を鑑みると、禁止行為規制を非対称規制として維持する合理性は存し
		ないと考えます。
		加えて、事前規制としての禁止行為規制は、事後規制としての事業法29条の業務改善命令と、事
		業法の中で、いわば「二重規制」となっており、事前規制としての禁止行為規制の適用を廃止した場
		合であっても、業務改善命令により事後的に対処することは十分可能なことから、当社への禁止行為
		規制の適用を廃止することは、ユーザ利便性向上の観点からも是非とも必要と考えます。
		例えば、KDDI社は、2012年1月16日に指定する特定の固定通信事業者のサービスの契約
		者を対象に au スマートフォンのパケット定額料等を割引く割引サービスの提供開始を発表したところ

意見対象	頁	意見
		ですが、当社が特定の固定通信事業者との連携により、同様の割引サービスを提供するとなれば、電
		気通信事業法(以下、事業法)第30条の禁止行為規制により、特定の電気通信事業者に対する差別
		的取扱いの禁止に抵触する恐れがあります。
		利用者の立場では、KDDI社の利用者は当該サービスによる便益を享受できる一方、当社の利用
		者は当該サービスを受けることが出来ず、規制格差の存在により利用者間で不公平な状況が生じるこ
		ととなります。
		仮に当社への禁止行為規制の適用を廃止することはなし得ないとするのであれば、KDDI社のこ
		のようなサービスが公正な競争市場に与える影響を踏まえて、評価を行うことが適切と考えます。

以上